

(別紙)

高尾義則会長、日野岳充専務理事ほか計4名の連名による、「社員提案に対する反対意見について」と題する文書（以下「本文書」といいます。）が全社員に送付されました。

1. 本文書が全社員に送付されることを、事前に承知していらっしゃいましたでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

2. 本文書の内容を、事前にお読みになっていらっしゃいましたでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

3. 2019年5月24日に開催された第44回理事会報告によれば、同理事会では、「理事会として反対の意思表示をしては等の意見があった」とのことですが、この意見に対し、どのような意見がかわされたのでしょうか。

(具体的な状況をお聞かせください。)

社員の議案提案について、会長と専務理事の解任請求とありますが、業務執行に関し解任に該当しないと考えています。定足数を満たしているので提案上程を阻却出来る訳では無い為、解任請求を受けた二人は反論文を用意し総会に臨むと思うが、会長と専務理事という執行部の中核に対する請求なので、理事会を挙げて反論すべきではないか という意見が多かった。

ただし、日頃から会長を支持しない理事からは解任提案を歓迎する意からか、特に意見が出た記憶はありません。

4. 最終的には、今回の社員提案に対する理事会としての意見は付さないことになったのでしょうか。

(ご回答) 付さないことになった いいえ

(「いいえ」であれば、具体的な状況をお聞かせください。)

回答例に適切な表現がありません。

明確に理事会として意見を付す、付さないの決議を行っていないと記憶しています。従って本件に関し、必要に応じて必要な人物が必要な意見や説明を用意する方針と解釈しています。

本文書 4 頁に、「JARL 広報大使の任命につきましては、理事会でご報告させていただき理事全員の賛同をいただいております。」とあります。

5. 「広報大使」なる役職を設けるか否か、その人選等については、JARL にとって重要な事項であり、理事会の事前の議論と決議が必要と思われます（法第 90 条 4 項の「重要な使用人の選任及び解任」またはそれに準ずる者に該当し、理事会の決議を経なければならないものとも思われます。）が、JARL 広報大使の任命について、理事会での「事前の」報告・提案はなされたのでしょうか。

（ご回答） はい いいえ

6. JARL 広報大使の任命について、「理事全員の賛同をいただいております。」とありますが、「全員」の賛同があったことは確認されているのでしょうか。

（ご回答） はい いいえ

事後の報告があり、経費に関する質問が出ましたが、執行部から無償である説明を受け、反対意見に移行しませんでした。これは全員の異論の無い賛成と解釈しています。

7. また、理事会としての「決議」「承認」はなされたのでしょうか。

（ご回答） はい いいえ

前項と同様に、理事全員から異論無く賛同を得たという事実から、決議を経て承認された事と同等と言えるでしょう。

本文書5頁に、「Radio JARL. com のラジオ番組につきましても、開始するにあたり、事前の理事会で計画をご説明させていただき理事全員に賛同をいただき開始しました。」とあります。同番組は、2019年1月から開始されました。

8. 「Radio JARL. com のラジオ番組」の開始について、理事会での「事前の」報告・提案はなされたのでしょうか。ここで、「事前の」とは、理事会で異論が出れば番組を中止できる程度に事前の報告・提案を意味します。

(ご回答) はい いいえ

(「はい」であれば、具体的な状況・時期をお聞かせください。)

事前であったか事後であったか、これは記憶にありません。

しかし事前に承認を経なくても この件は執行部の業務執行権の範疇に入るのではないのでしょうか？

後項の9・10項にも関連しますが、広報大使の任命（無報酬）ラジオ番組の開始（無報酬）を共に報告の後、報酬の支払いが発生しないかの質問はあったものの、中止という意見は発生せず、全て追認されたのであり、承認されたと解釈しています。

9. 「Radio JARL. com のラジオ番組」の開始について、「理事全員に賛同をいただき」とありますが、「全員」の賛同があったことは確認されているのでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

10. また、理事会としての「決議」「承認」はなされたのでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

本文書 6 頁に、「QSL ビューローに対しては、これら長年の貢献に対して、表彰規程に基づき感謝の意を表明したもので、規定に従い業務執行として行った表彰であります。」とあります。ところで、JARL 表彰規程第 3 条は、「表彰は、理事会が必要と認めたときに行う。」と規定しており、同第 4 条に定める理事、地方本部長及び支部長の推薦に基づき、第 5 条に基づく理事会への付議・審査を経て行われるのが原則としています。

11. QSL ビューローに対する表彰について、理事、地方本部長または支部長の推薦はあったのでしょうか。

(ご回答) はい いいえ 未確認

12. QSL ビューローに対する表彰について、理事会への事前の付議・審査はなされたのでしょうか。

(ご回答) はい いいえ 未確認

なお、JARL 表彰規程第 6 条は、会長は、一定の場合に限り、必要と認めたときは、理事会への事前の付議・審査なしに表彰を行うことができると定めていますが、その場合は、直近の理事会にその旨報告するものとする規定しています。

13. 上記表彰規程第 6 条は、理事会への事前の付議・審査を経る時間がないごく例外的な場合にのみ発動されるべきと考えますが、QSL ビューローに対する表彰は、そのような事案に当たるとお考えでしょうか。

(ご回答) はい いいえ

14. QSL ビューローに対する表彰は、直近の理事会に報告されたのでしょうか。

(ご回答) はい いいえ 記憶に無し

記憶には無く、若しかしたら報告されているかも知れませんが、例え報告から漏れていたとしても会長と専務理事の解任に当たるほどの瑕疵に該当しないと思います。

本文書 8 頁には、「JARL 組織が実施する事業・予算・決算について、会員皆様のためにはどれが一番ふさわしいのか、また会員皆様のためになるのかを理事会の席上のみならず常日頃から慎重に考え検討し、各方面にご意見を伺いながら実施いたしております。」とあります。

15. 会長及び専務理事は、「JARL 組織が実施する事業・予算・決算について、会員皆様のためにはどれが一番ふさわしいのか、また会員皆様のためになるのかを・・・慎重に考え検討し」ていると思われませんか。

(ご回答) はい いいえ

(「はい」であれば、その具体例をお聞かせください。)

現執行部はいかなる時も事業、経費についての質問・意見を拒まず回答しました。ただしそれが受け入れられるかどうかは別でしたが当代の会長となつてからの新特典(新入会・長期会員への報奨や色門標復活等)や商品(動産保険等)の発表と実施にそれが現れていると解釈しています。

本文書 8 頁には、「また、理事会運営につきましても、理事会は自由に発言できる場です。理事からの問いかけに、この場では発言したくないと発言を拒否した理事がありましたが、議長として、ご意見や発言を制して一方的に閉会するようなことは一度たりともございません。」

16. 実際に、「理事会は自由に発言できる場」として運用されているのでしょうか。会長が、「議長として、ご意見や発言を制して一方的に閉会するようなことは一度たりともございません。」というのは事実ですか。

(ご回答) 事実である 事実ではない

(「事実ではない」であれば、その具体的な状況をお聞かせください。)

会長と反目する理事に於いては発言を「制せられた」と感じたのかもしれませんが、会長は理事会議長でもあり、各々が諸案件や意見に対し、自由気ままにまたは即時に自己の意見を発言し、少々議場が混乱する場面が生じた場合、議長は会議整理のため発言者を指名し、不規則発言を制御する場面が昨年の社員総会後の理事会から大幅に増えましたが、これを指して「一方的に」という指摘には当たらないと思います。

また令和元年度予算案の審議時でも質問・要望・反論が絶えるまで審議・採決されました。

本文書の1頁には、今回の社員提案について「対外的にも多大な迷惑を及ぼし、これまで構築してきた多くの信頼関係をも壊す極めて乱暴な措置であります。」とあります。

17. 現会長及び専務理事は、アマチュア無線に関係する諸団体からどのように評価されているのでしょうか。

(具体的な状況をお聞かせください。)

ここで言う諸団体というのがどのような組織やグループを指しているのか不明なので答えに窮するが、県支部やクラブ単位からは高評価です。

諸団体として総務省・総合通信局・自治体を指している場合、その諸団体から当JARLの会長・専務理事に対して「軽々しく」評価やそれを外部に伝達及び漏洩させることは皆無では無いでしょうか？ またJAIAを始め、業界団体等を指している場合でも同様だと思います。

この設問は諸団体に対しても失礼であり、不適切な設問です。

速やかに削除し第17項を欠項とすべきではないでしょうか？

本文書の1頁には、「第2号議案の社員提案に対して断固反対いたします。」とあります。

18. 理事におかれまして、今回の社員提案に対し反対されますか。賛成されますか。それとも社員総会の判断に委ねられますか。

(ご回答) 反対する 賛成する 社員総会の判断に委ねる。

本議案が理事会での採決ならば反対しますが、

法令に従い総会に提出されている以上、社員総会での決議に従うのが筋道です。

19. その他、今回の社員総会にあたり、社員及び JARL 会員にお伝えになりたいことがあれば、ご記載下さい。

(ご回答)

本職としては社員そして連盟会員にも、第 1 号議案並びに社員提案である第 2 号議案について、より慎重な検討と判断を求めます。

第 1 号議案である決算案につき、各地方本部会計幹事と監査・連盟監事・外部の監査法人の検査・承認を受けた上での総会報告です。

詳細内容・帳尻とも異常は発見出来なかったという意味ですが、現時点では異常の証拠は提示されていませんので承認するのが自然な形でしょうし、これに異を唱えるならば証拠と関係機関への相当の覚悟が必要となるでしょう。

第 2 号議案での指摘は、反論を記した書類によって執行部の職務執行への説明は十分に為されています。

これを理由に総会で執行部を解任しても専務は審議役という高位職に復する他、原則的に新専務理事就任に伴う報酬他も更に発生し、臨時の理事会・社員総会の開催を年度途中に設定する事は、これも新たな費用の発生となるのは明白で、それこそ補正予算を組んでまで連盟の貴重な金銭的資源を流失させるのは得策ではありません。

そこに加えて新会長に掛かる費用も考慮しなければなりません。(免許状を始め、各種の名義変更は多いのです)

そして執行部の職務執行に対し連盟監事からは些細なことに対しても異議や指摘はありませんでした。まして解任に相当する状況があったならば当然 職権を持って監査し理事会及び社員総会へ報告が有るはずです。

その監事 2 名から「会長及び専務はその職務に不適當」という報告が無い以上、解任を採決する事さえ不適切ではないでしょうか。

一連の行動は総務省を始め官庁・各種団体からも注視されていると推定されますから、総会で扱う議案にも慎重を求められます。

社員のみなさんに於かれては J A R L の将来に関わる重要な局面ですので、慎重な言動・行動をお願いいたします。

以上、ご回答ありがとうございました。